

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 5（個）第 2 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 4 年 11 月 18 日付けで、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年広島県条例第 33 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下単に「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、パレアモア広島にある審査請求人が○年、○年に○○病院に医療保護入院になったときの「入院届」及び○年に審査請求人が○○病院に入院中にした「退院請求」の関係書類の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 12 月 6 日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

- ア ○年○月○日付けの医療保護入院者の入院届（以下「本件対象文書 1」という。）
- イ ○年○月○日付けの医療保護入院者の入院届（以下「本件対象文書 2」という。）
- ウ ○年○月○日付けの退院・処遇改善請求に係る書類（以下「本件対象文書 3」という。）
- エ ○年○月○日付けの退院・処遇改善請求に係る書類（以下「本件対象文書 4」という。）
- オ ○年○月○日付けの退院・処遇改善請求に係る書類（以下「本件対象文書 5」といい、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までを総称して「本

件対象文書」という。)

(2) 不開示理由

条例第14条第2号、第3号、第4号及び第7号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和5年3月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 黒塗りのか所を開示してほしい。これでは専門知識の無い私はどんな書類で何かが書いてあるのかも分からない。入院になった理由、病状、問題行為、の所が一番見たいです。
- (2) 「診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報に該当する」と弁明書のほとんどに理由として書かれていますが、私は診察もなく、病名や、どうして入院になったかの説明も無く入院させられ、なぜ退院できないのかの説明も無く長期入院させられこれからどうなるかもわからず不安な毎日を送らされました、退院後もなぜ私が入院させられ精神科に通院させられるのか全く分からず精神的に苦しい思いをしていますので、開示請求しましたが不開示で理由が開示した場合私の健康又は生命生活を害するとありいったい何かが書かれているのかと不開示のせいで不安で精神的に苦しい思いをしています。

(3) ○年の○月○日の退院請求の調査に来た人たちには「お父さんとはもう会わない方がいいんじゃないの」としか聞かれず、私が投薬を拒否していることも知りませんでした、「カルテを読んでないんですか？」と聞いても無言でした、正当な調査だったとは思えません、今回の開示請求の様にすべて黒塗りで、ほとんど開示されないからほとんど質問もしないカルテも読まないような調査、診察、説明もない入院が行われるんだと思います。今後正当な調査、入院が行われるためにも開示されるべきだと思います。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分の理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

1 対象行政文書の特定の経緯

令和4年11月18日付けで審査請求人から、行政文書の自己情報開示請求があった。請求する行政文書の内容は、「パレアモア広島にある私が○年と○年に○○病院に医療保護入院になった時の「入院届」と○年私が○○病院に入院中にした「退院請求」の関係書類を求めます。」であった。

令和4年12月6日付けで、審査請求人へ自己情報部分開示決定（精セ第3号）を行い、令和4年12月20日付けで審査請求人へ行政文書の写し等の交付について通知した。

2 開示しない部分及びその理由

対象となる保有個人情報のうち、条例第14条に規定する不開示情報に該当する部分は開示しない。

条例第14条第2号、3号、4号、7号該当

3 部分開示決定の具体的理由

(1) 医療保護入院者の入院届（○年○月○日、○年○月○日）

ア 医療保護入院者の入院届

(7) 管理者印

管理者印の情報については、当該事業に関する情報であり、法人の利益を害するおそれがある情報に該当する。

条例第14条第4号に該当

(4) 病名(ICD カテゴリーを含む)

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(ウ) 生活歴及び現病歴

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(エ) 現在の精神症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(オ) その他の重要な症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当す

る。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(カ) 問題行動等

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(キ) 現在の状態像

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(ク) 医療保護入院の必要性

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこ

これらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(ケ) 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(コ) 同意した家族等

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

イ 入院診療計画書

(ア) 主治医以外の担当者名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(イ) 選任された退院後生活環境相談員の氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(ウ) 主病名

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に

該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(エ) 症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(オ) 治療計画

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(カ) 推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(キ) その他

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(ク) 退院に向けた取組

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第 14 条第 2 号及び第 7 号に該当

(ケ) 主治医氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(コ) 家族

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

ウ 同意書

(ア) 医療保護入院の同意者の申告事項

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(イ) 同意者氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(2) 退院・処遇改善請求に係る書類（○年○月○日、○年○月○日、○年○

月○日)

ア 退院・処遇改善請求整理表

意見聴取日合議体委員

個人の評価、診断等に関し、開示することにより当該事務又は将来の同種事務の目的が達成できなくなり、若しくはこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

条例第14条第7号に該当

イ 医療保護入院者の入院届

(ア) 管理者印

当該事業に関する情報であり、法人の利益を害するおそれがある情報に該当する。

条例第14条第4号に該当

(イ) 病名(ICDカテゴリーを含む)

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ロ) 生活歴及び現病歴

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(エ) 現在の精神症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ウ) その他の重要な症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(エ) 問題行動等

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(オ) 現在の状態像

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当す

る。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ク) 医療保護入院の必要性

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ケ) 診察した精神保健指定医氏名

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

(コ) 同意した家族等

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

ウ 入院診療計画書

(7) 主治医以外の担当者名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(イ) 選任された退院後生活相談員の氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第 14 条第 3 号に該当

(ウ) 主病名

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第 2 号及び第 7 号に該当

(エ) 症状

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第 2 号及び第 7 号に該当

(オ) 治療計画

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に

該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(カ) 推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(キ) その他

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ク) 退院に向けた取組

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ケ) 主治医氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

(コ) 家族

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

エ 意見書

(ア) 意見書病院管理者印

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

当該事業に関する情報であり、法人の利益を害するおそれがある情報に該当する。

条例第14条第4号に該当

(イ) 意見

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

診察した精神保健指定医の診断等による病状等の情報であり、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがある情報に該当する。

また、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第14条第2号及び第7号に該当

(ウ) 家族氏名

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

(エ) 意見

個人の評価、診断等に関し、開示することにより当該事務又は将来の同種事務の目的が達成できなくなり、若しくはこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

条例第14条第7号に該当

オ 審査会議事録

(ア) 3 委員

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

(イ) 発言者

開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当する。

条例第14条第3号に該当

4 審査請求に対する弁明

(1) 「審査請求の趣旨及び理由」の「黒塗りのか所を開示してほしい。これでは専門知識の無い私はどんな書類で何を書いてあるのかも分からない。」及び「入院になった理由、病状、問題行為、の所が一番見たいです」については、上記3(2)のとおりである。

(2) 上記(1)のとおり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 本件請求について

本件請求は、パレアモア広島にある審査請求人が○年及び○年に○○病院に医療保護入院になったときの「入院届」並びに○年に審査請求人が○○病院に入院中にした「退院請求」に係る行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

(2) 本件対象文書の特定について

ア パレアモア広島について

本件請求において「パレアモア広島」にある行政文書の開示を求めるとあることから、「パレアモア広島」について実施機関に確認したところ、「パレアモア広島」は広島県立総合精神保健福祉センターの愛称であり、実施機関は、本件請求にある「パレアモア広島」は広島県立総合精神保健福祉センターであるとして対象文書の特定を行ったとのことであった。

イ 本件対象文書の特定について

実施機関は、審査請求人が○年及び○年に○○病院に医療保護入院に

なったときの「入院届」に係る行政文書として、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 を、○年に審査請求人が○○病院に入院中にした「退院請求」に係る行政文書として、本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 を特定している。

本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条第 7 項(令和 4 年法律第104号による改正前のもの)の入院の届出に係る入院届及びその添付書類であり、本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 は、同法第 38条の 4 の退院請求又は処遇改善要求に係る請求書及びその添付書類である。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件対象文書の特定については主張を行っていないことから、以下、本件対象文書について検討する。

(3) 不開示部分について

実施機関は、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までについて、それぞれ、次のとおり不開示部分は条例第14条各号の不開示情報に該当すると主張している。

ア 本件対象文書 1

(ア) 条例第14条第 2 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名(ICDカテゴリーを含む)欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部並びに入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間(うち医療保護入院による入院期間)欄、その他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部(以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 1 ア」という。)

(イ) 条例第14条第 3 号該当

医療保護入院者の入院届中の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄及び同意をした家族等欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主治医以外の担当者名欄、選任された退院後生活環境相談員の氏名欄、主治医氏名欄及び同意者欄のそれぞれ全部並びに同意書中の医療保護入院の同意者の申告事項欄、本人との関係欄及び同意者氏名欄のそれぞれ全部(以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 1 イ」という。)

(ウ) 条例第14条第4号該当

医療保護入院者の入院届中の病院管理者の印影の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分1ウ」という。）

(エ) 条例第14条第7号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部並びに入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄及びその他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分1エ」といい、本件不開示部分1ア、本件不開示部分1イ、本件不開示部分1ウ及び本件不開示部分1エを総称して「本件不開示部分1」という。）

イ 本件対象文書2

(ア) 条例第14条第2号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部並びに入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄及びその他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分2ア」という。）

(イ) 条例第14条第3号該当

医療保護入院者の入院届中の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄及び同意をした家族等欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主治医以外の担当者名欄、選任された退院後生活環境相談員の氏名欄、主治医氏名欄及び同意者欄のそれぞれ全部並びに同意書中の医療保護入院の同意者の申告事項欄、本人との関係欄及び同意者氏名欄のそれぞれ全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分2イ」という。）

(ウ) 条例第14条第4号該当

医療保護入院者の入院届中の病院管理者の印影の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分2ウ」という。）

(エ) 条例第14条第7号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部並びに入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄及びその他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 2 エ」といい、本件不開示部分 2 ア、本件不開示部分 2 イ、本件不開示部分 2 ウ及び本件不開示部分 2 エを総称して「本件不開示部分 2」という。）

ウ 本件対象文書 3

(ア) 条例第14条第 2 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄、その他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部並びに意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 3 ア」という。）

(イ) 条例第14条第 3 号該当

医療保護入院者の入院届中の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄及び同意をした家族等欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主治医以外の担当者名欄、選任された退院後生活環境相談員の氏名欄、主治医氏名欄及び同意者欄のそれぞれ全部、意見書（家族等）中の氏名欄の全部並びに広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名の全部及び表中の発言者の項の委員名の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 3 イ」という。）

(ウ) 条例第14条第 4 号該当

医療保護入院者の入院届中の病院管理者の印影の全部及び意見書（病院管理者用）中の病院管理者の印影の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 3 ウ」という。）

(エ) 条例第14条第 7 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活

歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄、その他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部、退院・処遇改善請求整理表中の委員名、意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部、意見書（家族等）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 3 エ」といい、本件不開示部分 3 ア、本件不開示部分 3 イ、本件不開示部分 3 ウ及び本件不開示部分 3 エを総称して「本件不開示部分 3」という。）

エ 本件対象文書 4

(ア) 条例第14条第 2 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄及びその他欄のそれぞれ全部並びに意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 4 ア」という。）

(イ) 条例第14条第 3 号該当

医療保護入院者の入院届中の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄及び同意をした家族等欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主治医以外の担当者名欄、選任された退院後生活環境相談員の氏名欄、主治医氏名欄及び同意者欄のそれぞれ全部、意見書（家族等）中の氏名欄の全部並びに広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名の全部及び表中の発言者の項の委員名の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 4 イ」という。）

(ウ) 条例第14条第 4 号該当

医療保護入院者の入院届中の病院管理者の印影の全部及び意見書（病院管理者用）中の病院管理者の印影の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 4 ウ」という。）

(エ) 条例第14条第 7 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄及びその他欄のそれぞれ全部、退院・処遇改善請求整理表中の委員名、意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部、意見書（家族等）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 4 エ」といい、本件不開示部分 4 ア、本件不開示部分 4 イ、本件不開示部分 4 ウ及び本件不開示部分 4 エを総称して「本件不開示部分 4」という。）

オ 本件対象文書 5

(ア) 条例第14条第 2 号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄、その他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部並びに意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 5 ア」という。）

(イ) 条例第14条第 3 号該当

医療保護入院者の入院届中の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄及び同意をした家族等欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主治医以外の担当者名欄、選任された退院後生活環境相談員の氏名欄、主治医氏名欄及び同意者欄のそれぞれ全部、意見書（家族等）中の氏名欄の全部並びに広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名の全部及び表中の発言者の項の委員名の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 5 イ」という。）

(ウ) 条例第14条第 4 号該当

医療保護入院者の入院届中の病院管理者の印影の全部及び意見書（病院管理者用）中の病院管理者の印影の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分 5 ウ」という。）

(エ) 条例第14条第7号該当

医療保護入院者の入院届中の病名（ICDカテゴリーを含む）欄、生活歴及び現病歴欄、現在の精神症状欄、その他の重要な症状・問題行動等・現在の状態像欄、医療保護入院の必要性欄及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名欄のそれぞれ全部、入院診療計画書中の主病名欄、症状欄、治療計画欄、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）欄、その他欄及び退院に向けた取組欄のそれぞれ全部、退院・処遇改善請求整理表中の委員名、意見書（病院管理者用）中の意見欄の全部、意見書（家族等）中の意見欄の全部（以下これらの不開示部分を「本件不開示部分5エ」といい、本件不開示部分5ア、本件不開示部分5イ、本件不開示部分5ウ及び本件不開示部分5エを総称して「本件不開示部分5」といい、本件不開示部分1から本件不開示部分5までを総称して「本件不開示部分」という。）

これらに対して審査請求人は、本件不開示部分には理由がないとして、本件処分の取消しを求めている。

よって、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第14条第2号の不開示情報該当性について

ア 条例第14条第2号について

条例第14条第2号は、開示請求者本人に開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる情報について、不開示とすることを定めたものである。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合に、当該法定代理人に開示することが、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合があり得るので、これらの情報についても、不開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第2号の不開示情報該当性について

当審査会において、本件不開示部分1ア、本件不開示部分2ア、本件不開示部分3ア、本件不開示部分4ア及び本件不開示部分5アを見分したところ、実施機関が、条例第14条第2号の不開示情報に該当するとして不開示としている情報は、本件対象文書1から本件対象文書5までの医療保護入院者の入院届のうち病名（ICDカテゴリーを含む）、生活歴

及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性、入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、入院診療計画書のうち主病名、症状、治療計画、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）、その他（看護計画等）、退院に向けた取組並びに本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 の意見書（病院管理者用）中の意見であった。

実施機関は、本件不開示部分 1 ア、本件不開示部分 2 ア、本件不開示部分 3 ア、本件不開示部分 4 ア及び本件不開示部分 5 アについて、開示した場合、今後の治療等に悪影響が生じる可能性があり、結果として開示請求者の生命、健康又は生活を害するおそれがあるなどと主張するが、本件不開示部分 1 ア、本件不開示部分 2 ア、本件不開示部分 3 ア、本件不開示部分 4 ア及び本件不開示部分 5 アは、そのすべてが本件不開示部分 1 エ、本件不開示部分 2 エ、本件不開示部分 3 エ、本件不開示部分 4 エ及び本件不開示部分 5 エにそれぞれ重複しており、それらは後述のとおり条例第 14 条第 7 号に該当すると認められるため、同条第 2 号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第 14 条第 3 号の不開示情報該当性について

ア 条例第 14 条第 3 号について

条例第 14 条第 3 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

イ 条例第 14 条第 3 号の不開示情報該当性について

(ア) 不開示部分

当審査会において、本件不開示部分 1 イ、本件不開示部分 2 イ、本件不開示部分 3 イ、本件不開示部分 4 イ及び本件不開示部分 5 イを見分したところ、実施機関が、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するとして不開示としている情報は、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までの医療保護入院者の入院届のうち入院を必要と認めた精神保健指定医氏名及び同意をした家族等、入院診療計画書のうち主治医以外の担当者名、選任された退院後生活環境相談員の氏名、主治医氏名及び同意者氏名等、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の同意書のうち医療保護入院の同意者の申告事項及び同意者氏名、本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 の意見書（家族等）中の氏名等並びに広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名及び表中の発言者の項の委員名であった。

(イ) 精神保健指定医氏名等

実施機関は、医療保護入院者の入院届の入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、入院診療計画書の主治医以外の担当者名、選任された退院後生活環境相談員の氏名及び主治医氏名（以下これらを「精神保健指定医氏名等」という。）については、開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると主張している。

精神保健指定医氏名等は、特定の個人が識別され得る情報であることから、条例第 14 条第 3 号本文に該当すると認められる。

条例第 14 条第 3 号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとしている。精神保健指定医氏名等は、一般に一切公表されておらず、また、医療保護入院者に知らされることはない。したがって、精神保健指定医氏名等が条例第 14 条第 3 号ただし書イに該当するとは認められない。

条例第 14 条第 3 号ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を開示することとしているが、精神保健指定医氏名等がこれに該当するとは認められない。

条例第 14 条第 3 号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場

合において、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第 18 条の規定により指定されるものであるが、医療保護入院者の入院届における入院の必要性の判断は公務員として職務を行うものではないことから公務員等には該当せず、また、その他の主治医等が公務員として任命されたものでないことはいうまでもないことであるから、精神保健指定医氏名等が条例第 14 条第 3 号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、精神保健指定医氏名等は条例第 14 条第 3 号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 同意者等の氏名等

実施機関は、医療保護入院者の入院届のうち同意をした家族等、入院診療計画書のうち同意者氏名等、同意書のうち医療保護入院の同意者の申告事項及び同意者氏名並びに意見書（家族等）の氏名等（以下これらを「同意者等の氏名等」という。）については、開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると主張している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは、いずれも同意者等が特定され得る情報であり、条例第 14 条第 3 号本文に該当すると認められる。

条例第 14 条第 3 号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるときは開示することとされている。

同意者等は、それが誰であるかは医療保護入院者にとって必ずしも明白ではなく、また、誰が同意者等とされたかは、医療保護入院者に通知することにはなっていない。そうすると、同意者等が誰であるかは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるとは言えず、条例第 14 条第 3 号ただし書イに該当するとは認められない。

条例第 14 条第 3 号ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を

開示すべきこととしているが、同意者等が誰であるかがこれに該当するとは認められない。

条例第 14 条第 3 号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしているが、同意者等は公務員として任命されているものでないことは言うまでもないため、これに該当するとは認められない。

したがって、同意者等の氏名等は条例第 14 条第 3 号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 広島県精神医療審査会議事録の委員欄の委員名

実施機関は、広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名については、開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると主張している。

広島県精神医療審査会議事録中の委員欄のうち委員名は、広島県精神医療審査会の委員の氏名であって特定の個人が識別され得る情報であることから、条例第 14 条第 3 号本文に該当すると認められる。

条例第 14 条第 3 号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示することとしている。

広島県精神医療審査会の議事録の取扱いについて実施機関に確認したところ、広島県精神医療審査会の審査の公開等については広島県精神医療審査会運営規程に定められており、「合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする」とされているが、この規定の趣旨は、委員の個人情報である氏名の公表を含むものではないとのことであった。そうすると、委員名は「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とまでは言うことはできず、委員名が条例第 14 条第 3 号ただし書イに該当するとは認められない。

条例第 14 条第 3 号ただし書ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を

開示することとしているが、広島県精神医療審査会の委員名がこれに該当するとは認められない

条例第 14 条第 3 号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

広島県精神医療審査会の委員は公務員として職務を行うものであるが、同号ただし書ハでは「職及び当該職務遂行の内容」を開示することとしているのであり、「氏名」を開示するとはしていないため、広島県精神医療審査会の委員名が条例第 14 条第 3 号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、広島県精神医療審査会の委員名は条例第 14 条第 3 号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 広島県精神医療審査会議事録の表中の発言者の項の委員名

実施機関は、広島県精神医療審査会議事録の表中の発言者の項の委員名については、開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると主張している。

当審査会において対象文書を見分したところ、広島県精神医療審査会議事録の表中の発言者の項の委員名は、アルファベット一文字で記されており、記されている文字については委員の氏名との関連性も認められない。

そのため、広島県精神医療審査会議事録の表中の発言者の項の委員名は、特定の個人が識別され得る情報であると認められないことから、条例第 14 条第 3 号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

(3) 条例第 14 条第 4 号の不開示情報該当性について

ア 条例第 14 条第 4 号について

条例第 14 条第 4 号は、法人等の正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような事業活動情報は、同号ただし書に該当すると認められる場合を除き、不開示とすることを定めたものである。

イ 条例第 14 条第 4 号の不開示情報該当性について

当審査会において、本件不開示部分 1 ウ、本件不開示部分 2 ウ、本件

不開示部分 3 ウ、本件不開示部分 4 ウ及び本件不開示部分 5 ウを見分したところ、実施機関が、条例第 14 条第 4 号の不開示情報に該当するとして不開示としている情報は、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までの医療保護入院者の入院届の病院管理者の印影並びに本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 の意見書（病院管理者用）中の病院管理者の印影であった。

病院管理者の印影は、当該病院の事業に関する情報であり、これを開示すれば、当該病院の事業運営に不利益を与えるおそれがあるものである。

条例第 14 条第 4 号ただし書は、法人等の事業活動により、人の生命、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報は開示しなければならないとする趣旨であるが、本件請求において、病院管理者の印影が条例第 14 条第 4 号ただし書に該当しないことは明らかである。

このことから、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までの医療保護入院者の入院届の病院管理者の印影は条例第 14 条第 4 号の不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第 14 条第 7 号の不開示情報該当性について

ア 条例第 14 条第 7 号について

条例第 14 条第 7 号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めたものであり、その例示として、「へ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」を挙げている。

これは、評価、診断、選考、指導、相談等の情報の中には、記録作成者が、本人に知られることを予期していないものや本人に知られないことを前提に作成しているもの等があり、これらについて開示をすることにより、本人に悪影響を及ぼしたり、記録作成者と本人との信頼関係を損なったり、記録作成者が正確な情報を記録できなくなる等の結果をも

たらずと認められる場合に、開示しないこととしたものである。

また、同号に規定する「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

イ 条例第 14 条第 7 号の不開示情報該当性について

(ア) 不開示部分

当審査会において、本件不開示部分 1 エ、本件不開示部分 2 エ、本件不開示部分 3 エ、本件不開示部分 4 エ及び本件不開示部分 5 エを見分したところ、実施機関が、条例第 14 条第 7 号の不開示情報に該当するとして不開示としている情報は、本件対象文書 1 から本件対象文書 5 までの医療保護入院者の入院届のうち病名（ICD カテゴリーを含む）、生活歴及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、医療保護入院の必要性及び入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、入院診療計画書のうち主病名、症状、治療計画、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）及びその他（看護計画等）、本件対象文書 1、本件対象文書 2、本件対象文書 3 及び本件対象文書 5 の退院に向けた取組並びに本件対象文書 3、本件対象文書 4 及び本件対象文書 5 の退院・処遇改善請求整理表の委員名、意見書（病院管理者用）中の意見及び意見書（家族等）中の意見であった。

(イ) 病名等

実施機関は、医療保護入院者の入院届のうち病名（ICD カテゴリーを含む）、生活歴及び現病歴、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像及び医療保護入院の必要性、入院を必要と認めた精神保健指定医氏名、入院計画書のうち主病名、症状、治療計画、推定される入院期間（うち医療保護入院による入院期間）、その他（看護計画等）については、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると主張している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは、いずれも、審査請求人を診察した精神保健指定医の氏名及び精神保健指定医による審査請求人の病名、症状や治療計画等についての情報であり、これらの情報が審査請求人に開示されると、精神保健指定医が率直な診断や評価を記載することを控えるようになるなどして、結果として必要な情報収集が困難になるなど、事務が形骸化し、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、病名等は条例 14 条第 7 号に該当し、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 退院に向けた取組

実施機関は、退院に向けた取組については、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると主張している。

審査会において開示された文書を見分したところ、退院に向けた取組について、本件対象文書 4 においては開示されていることから、その差異について実施機関に確認したところ、本件対象文書 4 においても他の対象文書と同様に不開示とすべきところ、誤って開示したとのことであった。

実施機関が不開示とした部分に記載されているものは、いずれも、審査請求人の入院診療計画における退院に向けた取組についての情報であり、これらの情報が審査請求人に開示されると、率直な記載をすることを控えるようになるなどして、結果として必要な情報収集が困難になるなど、事務が形骸化し、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、退院に向けた取組は条例 14 条第 7 号に該当し、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 退院・処遇改善請求整理表の委員名

実施機関は、退院・処遇改善請求整理表の委員名については、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると主張している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは、いずれも、意見聴取を行った広島県精神医療審査会の委員名であり、これらの情報が審査請求人に開示されると、委員が率直な意見聴取を行うことを控えるようになるなどして、結果として必要な情報収集が困難になるなど、事務が形骸化し、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、退院・処遇改善請求整理表の委員名は条例 14 条第 7 号の不開示情報に該当し、退院・処遇改善請求整理表の委員名を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 意見書（病院管理者用）中の意見

実施機関は、意見書（病院管理者用）中の意見については、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると主張している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは、病院管理者の意見である。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 5 では、退院等請求の審査に当たって、精神医療審査会は、退院等請求者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならないと規定されており、退院等請求の審査において、当該管理者からの意見聴取を行い、その率直な意見を得ることは、退院等請求者の主張の適否を客観的に判断するために必要であると認められる。

しかしながら、病院管理者の意見が退院等請求者に開示されることになれば、主治医等からの率直な発言が得られにくくなり、退院等請求の審査に必要な情報収集が十分にできなくなるため、退院等請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、意見書（病院管理者用）中の意見は、条例第 14 条第 7 号に該当すると認められるため、同条第 3 号の該当性を判断するまでもなく、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(カ) 意見書（家族等）中の意見

実施機関は、意見書（家族等）中の意見については、個人の診断、評価等に係る事務に関し、開示することにより当該事務若しくは将来

の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公平かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると主張している。

実施機関が不開示とした部分に記載されているのは、家族等の意見である。退院等請求の審査において、家族等から率直でありのままの意見を述べてもらうことは、退院等請求者の主張の適否を客観的に判断するために必要であると認められる。

しかしながら、その回答内容が退院等請求者に開示されることになれば、家族等からの率直な発言が得られにくくなり、退院等請求の審査に必要な情報収集が十分にできなくなるため、退院等請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、意見書（家族等）中の意見は、条例第 14 条第 7 号に該当すると認められるため、この情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 小括

以上のことから、実施機関が、本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件処分における開示又は不開示の判断において、本件対象文書内のある箇所では不開示とされている内容と同様の情報が他の箇所では開示されているものが見受けられた。

実施機関においては、医療保護入院者の入院届及び退院・処遇改善請求に係る書類に関する文書の開示可否に関する統一的な判断基準などを確認の

うえ整理し、適切かつ慎重な開示を行うよう努めることが望ましい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書		開示が妥当であると判断する部分
○年○月○日付け の退院・処遇改善請 求に係る書類	広島県精神医療審査 会（第1合議体）審 査の概要（議事録 （案））	表中の発言者の項の委員名
○年○月○日付け の退院・処遇改善請 求に係る書類	広島県精神医療審査 会（第4合議体）審 査の概要（議事録 （案））	表中の発言者の項の委員名
○年○月○日付け の退院・処遇改善請 求に係る書類	広島県精神医療審査 会（第5合議体）審 査の概要（議事録 （案））	表中の発言者の項の委員名

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年5月22日	・ 諮問を受けた。
令和6年4月26日 (令和6年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年5月31日 (令和6年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年6月28日 (令和6年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和6年7月26日 (令和6年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授